

# 平成28年4月から 軽自動車税が改正されます



## 原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪等

車種区分		税率（年税額）	
		平成27年度 まで	平成28年度 から
原動機付自転車	総排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	総排気量50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	総排気量90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽自動車	軽二輪 総排気量125cc超～250cc以下	2,400円	3,600円
	専ら雪上を走行するもの	2,400円	3,600円
特殊けん引車（ボートトレーラー）		2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車含む）	1,600円	2,000円
	その他（ショベルローダ、フォークリフトなど）	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車		4,000円	6,000円

平成26年度税制改正において、軽自動車と小型の普通自動車との間の税負担水準格差の見直し、グリーン化を進める観点などから、国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しが行われました。これに伴い、平成28年度から軽自動車税の税率（年税額）が変更になります。

## 三輪、四輪の軽自動車

平成27年度課税から、三輪及び四輪の軽自動車について、「初度検査（新車登録時の検査）」の時期によって新税率が適用されています。また、平成28年度課税から、初度検査から13年を経過した車両は、税率が重く（重課）なります。

車種区分			税率（年税額）			
			平成27年3月31日以前 に初度検査をした車両	平成27年4月1日以降 に初度検査をした車両	初度検査から13年を 経過した車両	
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
		乗用	5,500円	6,900円	8,200円	
	四輪以上	乗用	7,200円	10,800円	12,900円	
		貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

## グリーン化特例による税率の軽減（軽課）

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初度検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車のうち、右記の(ア)～(ウ)の条件を満たすものについては、平成28年度課税に限り軽自動車税の税率が軽く（軽課）なります。

- (ア) 電気自動車、天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)
- (イ) 乗用：平成17年排出ガス75%軽減達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車  
貨物用：平成17年排出ガス75%軽減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
- (ウ) 乗用：平成17年排出ガス75%軽減達成かつ平成32年度燃費基準達成車  
貨物用：平成17年排出ガス75%軽減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

車種区分			税率（年税額）			
			(ア)	(イ)	(ウ)	
軽自動車	三輪		1,000円	2,000円	3,000円	
		乗用	1,800円	3,500円	5,200円	
	四輪以上	乗用	2,700円	5,400円	8,100円	
		貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円

※(イ)(ウ)については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、軽自動車検査証の備考欄に記載されています。

●問い合わせ／市税係